

家領の傳領に就いて (下)

中村直勝

要 項

- 第一、莊園研究の動向について。……………第二、家領の發生。……………第三、家領として代表的のもの……………(以上既出)。
- 第四、長講堂領と八條院領。……………第五、修明門院領。……………第六、近衛家領と九條家領。……………
- 第七、青蓮院領。……………第八、家領傳領の特色……………(以上本號)。

第四、長講堂領と八條院領

一

皇室御料として代表的なる大量と重大性とを有する此の二大御領に就いては、既に多少の研究も發表されて居るから(註一)其の傳領される徑路に就いて詳細の記述はしないであらう。只僅かに本篇に於いて必要なる程度に極簡單に記すに止めよう。本篇を理解し易からしめんがために。

二

長講堂領といふのは、後白河院の御所なる六條殿(註二)に法華三昧長講を修法せんがために長講堂を

御設立になり、其の佛餉料として蒐め置かれた御料が史上に有名な長講堂領である。元京都帝國大學文學部助手であつた島田貞彥氏が、國史研究室に寄托して置かれる同氏襲藏の文書の中に、建久二年十月日の院御領の注進狀が一卷ある(註三)。これこそ即ち長講堂領目錄として根本的なものであり、これによれば、此時の長講堂領は七十莊四ヶ寺二神社の外に不所課の庄々十三莊を數ふ。其の何の必要あつて此時にかゝる注進が成されたかの理由は不明といふの外なけれども、玉葉等によると、其頃より法皇漸く御不豫の事あり、後の事から推考して、或は玉體不調に當りて後日のために準備し給ひしものに非るか。翌建久三年正月法皇は長講堂起請を定置された。それは一別當・供僧・長講衆以下事。一、阿闍梨事。一、恒例御佛事。一、庄園事。一、修理事。の五箇條に亙つてゝあつたが、就中、長講堂領に關しては最も莊嚴なる字句を用ゐて起請し給ふ所があつた。

……若姦濫貪更有致遏妨者、言上公家、宜令科處、彼千帝萬王皆可在我之後裔、國宰郡令何不出我之舊僕、多年之間、飽浴厚恩、縱不報海岳之皇澤、爭可疎寺院之佛地哉、君殊察懇篤、臣又可助善願、亦領家無指故、遁避年貢、及三箇年者、差遣守使、可令催促、其上猶致懈怠者、縱有相傳由緒、可止預所職、執行又乘勝致非據者、庄家言上須待裁報……

と仰せられて、寺領の永久傳領されん事を望み給ふや切なるものがある。されば、更に其後に書き加へ給うて、

……然猶重立數箇之起請、永爲萬葉之鑒誠、雖毫末違之、雖針鋒乖之者、國主皇帝、嚴令教誡、護法善神必垂證明、我速證九品者、以佛眼兮知見、我暫廻三有者、以怨念兮鑒察、遠及七代、永加冥譴、不成二世、墜在惡趣……

とまで宣ひ、長講堂——殊には長講堂領の行方については痛く宸襟を惱ませ給うた御有様がよく拜察出来る。

されば、建久三年三月十三日後白河法皇の登遐し給ふや、長講堂領が誰に傳へらるべきかに就いては、當時の政界に投げられた大きな波紋であつたが、其の結果としては、衆人の豫想の通り、法皇無双の寵姫丹後局が生み奉つた皇女宣陽門院觀子の御手に傳はつた。

三

ゆくりなくも長講堂領なる莫大な所領を得給うた宣陽門院は、間もなく元久二年三月十一日に、御芳齡僅かに二十五歳を以て長講堂に於て薙髮し、尼僧としての御生活を營み給ふ事になつたが、やがて建長四年六月八日御七十二の御高齢を以て西化し給ふまで、もし悪しざまに言ふならば、長講堂領の御番役を勤仕し給うた御一期であつた。

然るに宣陽院崩去の時に御遺領たる長講堂領の御處分に就いては、何等の御遺旨もなかつた。さうした場合は、皇室の御料は當然治天下の君に傳はる。天皇が、皇室の御中心であらせられる以上、皇室

御料が天皇の御支配に屬すべきなのは當然の事である。皇室領の御所有者が、その御一期の後の支配管領につきて何等かの遺言があれば勿論その遺旨によつて處分されるけれども、其事無かりし時は、時の治天下之君の御管領に歸する。これが皇室領の一つの特色であつて、此事は、後出の八條院領の場合にも見出される。

かくして宣陽門院の御手からは、長講堂は後深草天皇の御手に歸した。建長四年の事と拜察する。然るに文永九年二月十七日後嵯峨法皇崩御の尅、御遺勅があつて、長講堂領以下は後深草上皇の御手に捧げるから子孫永く在位の望を絶て、皇統は龜山天皇のそのまゝに長く繼がるべし、といふ御遺詔があつた、と言はれた舊説は、完全に誤解である事は、今や周知の事となつた。現に伏見宮家に御所藏になつて居る文永九年正月十五日附の後嵯峨院御處分帳案によると、後嵯峨院は御管領の御領を、龜山天皇、後深草上皇、大宮女院以下の方々に御處分になる思召が記されて居るけれども、長講堂領の事には、何の御記置きもない。蓋し、長講堂領はさきに言つたが如く、宣陽門院の御手から直接に後深草天皇に傳はつたもので、後嵯峨院が、それに關して、或は一時後深草天皇幼冲の故を以て御管領になつたかも知れないけれども、それは一時的に預り給うた、といふだけで、長講堂領の御處分を自らし給ふべきではなかつた。

四

少しく岐路に互る事を許されたい。

嘉元三年七月二十六日附の龜山院の御遺詔によると、院の御領は御長子の後宇多天皇に渡らずに、後宇多天皇の御弟に當らせらるゝ恒明親王に傳へられる事になつた。そして其時に龜山院は「文永故院御讓狀、一向以愚僧爲總領歟、深草院雖爲兄、一事一言不及訴訟、是併被重孝道歟、且爲先例、非余新儀、所領配分依多少、不慮嗷々出來事、可耻々々、可哀々々」とか「處分帳中事、雖一事、被仰異議、子細出來、可爲不孝事」(註四)と仰せられて御處分は絶對であつてこれに對して何かと異議を挿むべきでない事を嚴重反覆して仰せられて居る。此の時代が可なり面倒な時代であつたから特に遺領處分に關する紛争を避けようとする御努力であつたけれども、これは單に龜山院の御時にのみ見られた現象ではなく、普遍性のある事件なのである。恒明親王に傳はつた事に就いては後に再述する。

五

後深草院は嘉元二年六月二十一日から御癡病に御罹りになり一旦御平癒になつたけれども、御病再び起り、七月十三日に崩御あらせられた。そこで御惱の最中、再起覺束なしと思召したと見えて、七月八日御處分帳を御認めになり、「長講堂者、第一大事候、能々可被留御意候」とある外に、長講堂領の事については「長講堂領者、不可離本所、不可有別相傳之儀候」とか「修理足、長講堂領也本所進止勿論事也」などと仰せられ、長講堂領は伏見院の御手に傳はつた。此時は後二條天皇御宇の事で、

従つて大覺寺統には龜山・後宇多の兩上皇、持明院統にも後深草上皇の御外に、伏見・後伏見の兩上皇御坐すといふ、實に複雑極りなき時であつた。而して茲に注意しなければならぬ事は、持明院統に於いて、既に伏見上皇の御次の後伏見院さへも仙洞にあらせられる程に、上皇の重り合ひ給ふ時であるが、伏見上皇は此年寶算既に御四十であるにも拘らず、それまでになほ、後深草上皇から長講堂領の御讓與の無かつた事で、全く此の御領は文字通り御一期の間の御管領であり、而して伏見上皇は、此の御領を正和元年十二月、御一期の後は花園天皇への御條件で後伏見上皇に御讓りになつたが、此の時伏見上皇は別に御病氣といふ譯ではなかつた。それにも拘らず、御一期の間御管領を遊ばさずして此くも早く御讓渡になつたのは、他に政治的な理由が介在したからであつた。所がその後に至つて後伏見院から花園院へ長講堂領以下を御讓りになつた元亨三年四月九日の御讓狀には、長講堂領は後深草院・伏見院ともに御一期の間の御管領であつたかに記されて居るが、そこにも亦更に政治的な深い仔細あつての事ならんも、今はそれを穿鑿するの要なきを以て、一期の御管領、といふ事を一つの注目すべき簡條として、別の方面に移らう。

六

今一つの有名なる八條院領に就いても瞥見を惜まないで行かう。

鳥羽法皇と美福門院との御間に御生誕になつた八條院暲子内親王は、御兩親の御領地を併せ得給う

たものであつたから、當時、當今にも増して御裕福であらせられた。従つて其の御遺領は誰の手に傳はるべきかに就いては、政界に於ける重要な問題であつた。

女院は一時、高倉宮以仁王の姫君を猶子として居られ、建久七年五月の頃から御自身が病氣にかゝられるや、一旦、高倉宮姫君に大部分の御領處分があつた所、女院御自身は御健康を恢復遊ばし、却つて、姫宮の方が數年の後には他界される事となつた。そこでそれ等の御領は再び女院の御手に歸した。

女院の御年は、もう相當に積み重ねられて居るので、早く猶子を定めて置かねばならぬ事となり、後鳥羽天皇と中宮任子との御間に生れ給うた春華門院昇子が其の選に當られ、御生誕後間もなく御猶子となられた。それ故に八條院が建暦元年六月崩御さるゝと共に御遺領は悉く門院の御手に渡つた。八條院亦終に宣陽門院の御場合と同様、一生、何れにも嫁せず、この巨大なる御領の管理を以て終生し給ふ。

春華門院は折角尨大なる八條院領を得給うたにも拘らず、其秋から御不豫であらせられ、悲しくも十一月八日崩去。御芳算僅かに十七。そこで御遺言に關して御遺言のあらう筈もない御年の事として、八條院領の傳領は、前述した皇室領の處分原則に依りて時の天皇の御手に歸し、順徳天皇が御管領遊ばす事となつた。

そして承久役のために北條氏は此の御領をも一旦沒收し奉り、後鳥羽上皇の御兄宮の守貞親王に寄せ奉つた、承久三年七月八日の事である。

七

守貞親王と申し上げるのは高倉天皇第三宮であらせられ、安徳天皇西狩し給うた後を受けて後白河法皇は此宮を、次第のまゝに皇位にと思召したけれども、一寸した御機會のために、御弟の四宮尊成親王が御年僅かに四歳にして帝位を踐み給ふ事になつたと、増鏡に傳へて居る。數奇の御運命の宮であらせられた(註五)。今や、時到了たと申すべきか、御運改つたと申すべきか、共の皇子茂仁親王が北條氏に擁立され給ひ後堀河天皇とならせられたので、間もなく後高倉院太上法皇の尊號を受け給うたのみならず、更に八條院領をさへ傳領されたのである。乍併、後高倉院は此の莫大な御領を御自ら左右し給ふ事は、恐らく御迷惑に思召された事であつたらう。やがて貞應二年五月十四日崩去されるが、其の以前に、すべてを皇女邦子内親王に御讓與になつた。東寺百合文書によれば(註六)貞應二年五月三日東寺に對して八條院領の中の京御領と稱せられる久我庄や八條の町々を皇后宮即ち邦子内親王に讓與されて居るから、多分、三月頃から御惱であらせられた後高倉法皇が此の五月三日に御領の處分を遊ばし、八條院領がすべて邦子内親王に傳はつた、と見て差支はあるまい。例へば播磨の御嶽山清水寺文書にある(註七)貞應三年正月日の皇后宮職廳下文によれば、八條院の御領庄園御祈願所等は悉く當皇

后宮の御領たるべき由の後高倉院の廳御下文を得て居るので、それに遵じて清水寺も亦皇后宮の御祈願所に定める由を申下されたものがあるので、其邊の消息を窺ふべきである。

八條院領を得られた皇后宮邦子内親王に對して、貞應三年八月四日御院號が下賜された。安嘉門院と申上げる。御年十六。蓋し、此の巨大なる御領の故に非るか、を思はしめるものがある。

八

安嘉門院が八條院領を御傳領になつて居る時、こんな事があつた。寛嘉二年頃の事であつたが、或る大臣の一人が、生計不如意の故を以て、幸、家領の一角が安樂壽院領(八條院領の一部)に相隣して居るからといふ理由で、女院領の一角を拜領致したいと懇望して來た。それに對して安嘉門院からは「鳥羽院の御遺誡があつて、決して分領してはならぬといふ事に成つて居るので、どんな理由があつても、其一莊を分與する事は不可能である」と仰せられ、其の申出を拒絶された。けれども、大臣某は思ひ諦めようとはせず、御室の道助法親王に縋りてなか／＼運動をするので、後堀河天皇も頗る御當惑であらせられた御様子であつたが、終に西園寺實氏の斷乎たる反對があつて「奉爲本所、還可有外聞之誹謗」との理由で、一莊を分與する事は拒絶する事になつた(註八)といふ事が傳へられて居る。これについて今私の言はんとする所は、八條院領亦「不可分讓」といふ嚴然たる内規が出来て居る事である。度々言ふ様だが、家領の一つの性質は、此の「不可分讓」といふ事である。

安嘉門院は弘安六年九月四日崩去になつたが、其際、この遺領御處分に就いては何の御取定めもあらせられなかつた。此時既に皇統に於かせられては、持明院・大覺寺兩統に相分れ給ひ、そして皇位には後宇多天皇の御坐しますので、後深草上皇は、その御子孫が皇統から除外され給ふ事に對して御不平を表明し給うた時であり、持明院統は、遙かに大覺寺統に比して幕府への接近を有し給うた時であつた。さき以後深草天皇は建長四年宣陽門院より長講堂領を得給うた。所は一方の龜山天皇は、文永九年後嵯峨法皇崩御のために六勝寺並鳥羽殿以下と、その外に冷泉院・讃岐國・美濃國等の所領をさへ得給うたのであるから(註九、其の御所領は長講堂領と比較しては比較に成らぬ僅かの御領であるかは知らぬが、ともかくも龜山上皇は治天下之君としての御所領は整うた。

されば、今や安嘉門院の崩去によつて、此の遺領を誰に傳へるべきであらうか。皇統兩分して相對立し給ふ時。従つて公卿以下の政治的勢力の相拮抗して居つた時。殆んど萬事の決定權を幕府が掌握して居つた時。安嘉門院領の御處分に就いて、幕府が如何なる態度に出るであらうか。それは公武に亙りての重大問題であつた。

幕府としては、かゝる時勢から察すれば、此の御遺領は、どなたかの内親王(註一〇)に御管領を希ふ事を一番欲して居つたのではなからうか。少くとも大覺寺統に御手渡し申上げる事は、彼の出来るだ

け避けんとしようとした事ではなかつたらうか。

然るに新三位高倉永康が鎌倉に使した結果、安嘉門院領はすべて龜山上皇の御手に傳はり、上皇はその代りの條件として、傳領すれば出家する、との御申出があつたらしいけれども、御出家の事は、それには及ぶまいと御返事申上げ(註一)、高倉永康の鎌倉下向は完全に成功した譯であつた。これよりさき、安嘉門院領は、室町院の御手に傳はる事に一旦決定して居つたらしい。それが永康使者の效あつてかゝる決定を見るに到つた。『勘仲記』弘安六年十一月二十一日の條に此事を記して「新三位永康卿自關東上洛、安嘉門院領御遺跡、上皇可有御管領之由、計申云々、御素懷事不可然之由申之、諸事御快然之由世間謳歌、軒騎成群云々、南山御幸延引云々」とある次に「室町院雖得御讓、已以相違、浮雲之富歟」といふ一句を記して其間の機微に觸れて居るのは看却されてはならぬ。即ち、安嘉門院御遺領は、室町院疇子内親王へとの御内定があつたらしいのに、永康歸洛の結果、如上の決定となつた、此の御領が室町院の御手にでも傳はればと考へるのは、誰しもの思ひであつた。乍併、室町院は建長元年に式乾門院の御領を傳領されたのであるから、それに加ふるに安嘉門院領の如き多額の御領の併せ傳はる事を嫌ふ幕府の心持が、この御領をかく龜山上皇の御手に入るといふ謂は、案外な結果になつた一因かとも思ふが、また、御遺告なき場合には、時の御門に還るべきが原則であつたから、それによりて此際ならば後宇多天皇に傳はるべきを、治天下之君として院政を遊ばさるゝ龜山院の御手

に歸し奉るべき此の原則的な先例が想起されて、室町院への傳領を、改變せしめた一因であつた、と解すべきであるとも思惟する。

一〇

龜山上皇の御手に傳はつた八條院領は、其後に加へられた大宮女院領・今林准后領や室町院領半分と併せて、法皇御大漸迫るや嘉元三年七月二十六日に御處分帳を御用意になり、それらの御處分があつた。法皇の御場合には、或る理由が介在するので(註一三)御遺領の御處分も單純には行きかねる事もあつたけれども、八條院領は大體に於いて後宇多上皇と其の御弟宮の恒明親王に傳へられ、將に皇室御領の本分から離れて分割傳領されんとしたが、徳治三年閏八月三日後宇多上皇はすべての大覺寺統御領を悉く纏めて尊治親王に御讓與になり、一期の後は後二條天皇の皇子邦良親王に讓與すべきを條件とせられた(註一三)。此年八月二十五日後二條天皇寶算二十四歳を以て思ひがけなくも崩御、御治世僅かに七年。兩統迭立の際とて、次に持明院統の花園天皇の御代となつたから、其の皇太子を大覺寺統の方では、どうしても擁立するやうにしなければならぬ折である。されば尊治親王に如此き尤大なる御領の在る事は親王の御立場を補強する事に成る。九月十九日果して立太子し給ふ。

乍併、邦良親王また其後御天折遊ばしたので、此の御領は長く後醍醐天皇の御管領に歸したが、天皇の建武中興に際し、這般の御領はすべて雲散し盡した。

(註二) 拙著『日本文化史』南北朝篇^{大正十一年刊}第二章第六節及第七節。八條院領に就いては拙著『南朝の研究』^{昭和二年刊}行「安樂壽院の研究」あり。長講堂領に就いては、別に八代國治氏の『國史綜説』^{大正十五年刊}所收「長講堂領の研究」。

(註三) 油小路(西)、西洞院(東)、六條(南)、楊梅(北)を四至とする場所にありしものなり。

(註四) 『大日本史料』第四編之六に附載せり、種々の點から考測して長講堂領目錄なる事は、少しも疑を容る、餘地なし。然るに八代國治氏の如きも之に氣附かずして前掲『長講堂領の研究』には之を引用せず、應永十四年三月院廳官前筑後守益直の注進に係る長講堂目錄を以てせり。蓋し八代氏は烏田文書に長講堂の名一も見えざるを以て纔かに疑を存して一言言及せるにすぎず。(前掲國史綜説第二十九頁)

(註五) 龜山院御凶事記所收、嘉元三年七月廿六日及八月廿八日遺勅。

(註六) 増鏡の第一卷「おどろの下」の初めの方に言へり。果してどの位に眞實性を有するものによ。

(註七) 東寺百合文書ウ七十一之八十七所收貞應二年五月三日後高倉院々廳下文案、及る十九所收同日廳分庄々目錄案。但しウ七十二之八十七所收の案文には「院廳」とある書出しの袖になほ「安嘉門院廳下文」なる一行の加筆あれども、安嘉門院の院號は、其後に於て賜ひしものなれば、之は後世の註記であつて、此の院廳は後高倉院の院廳と見るを當然とす。

(註八) 兵庫縣史蹟名勝天然記念物調査報告第八輯^{昭和六年三月刊}所收、「第二御嶽山清水寺」所引。

(註九) 『明月記』寛喜二年九月廿九日條。

(註一〇) 『伏見宮記録』元二所收、文永九年正月十五日附後嵯峨院御處分帳案。

(註一一) 例へば室町院晴子内親王の如き。なほ註一一及びその附近の記事参照。

(註一二) 『勘仲記』弘安六年十一月廿一日。

(註一三) 其の理由は、他日の機會に發表したい。

(註一四) 『宸翰集』附收「宸翰集解説」にこの時の御讓狀案を全部收む。

第五 修明門院領

一

修明門院と申上げるのは後鳥羽天皇の御后であらせられ、順徳天皇の御母とならせられた方で御本名は重子と申すが、其の御姉に有名な卿二品範子が居り、此の卿二品なる女性が、恰も後白河院の側近に丹後局が居つて何くれと政治向の事に容喙した様に、後鳥羽上皇の御側に侍りて無二の權威を振つたものなる事は、既に故三浦周行先生によつて剔抉された所である。

後鳥羽上皇が承久役後隠岐に御幸あらせられんとする時、離宮鳥羽殿に於て御薙髪あらせられ、似繪の名人藤原信實に命じて御俗體と御法體の二様の御似繪を描かしめ、御母の七條院のために遺して置かんと遊ばした。七條院はそれを上皇の御后修明門院に渡し、御同車にて鳥羽殿に行啓。上皇に謁せんとし給うたけれども、上皇は簾を上げて御覽になつただけで、手を振つて「去れ」との御合圖があつたので、二人の女性は涙を流して京都に還啓になつた。

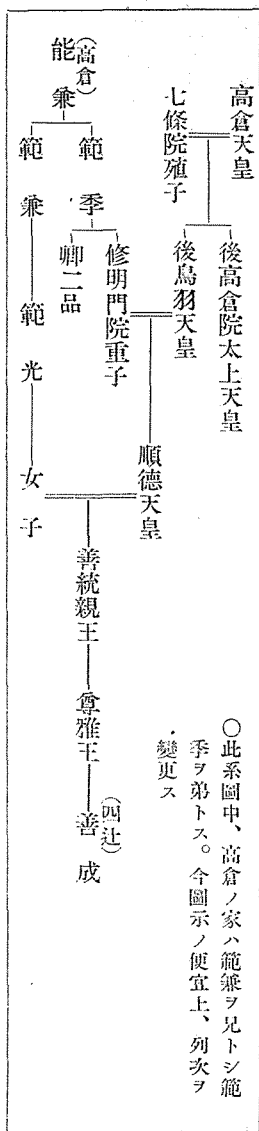
二

これよりさき、承久三年六月十九日後鳥羽上皇の討幕の御計畫は事破れて、上皇は御居所を高陽院から四辻殿(註二)に移し給ふ事となり、順徳上皇は大炊御門殿に還御。更に上皇は七月六日四辻殿から鳥羽殿に渡御し給ふ。供奉は大宮中納言實氏、宰相中將水成瀬信成、左衛門尉能茂のたゞ三人のみ。

八日こゝに於て御出家あらせられた。

それ故に四辻殿は其後は後鳥羽院の舊御所として、たゞ荒れるに任せたまはしく『續千載集』に常磐井入道(註三)の歌として「修明門院四辻殿におはしましける比、庭のくさむら茂りて、昔にもあらず見え侍りければ、人の許へ申しつかはしける。」といふ詞書の一首があるのでも察しられようが、修明門院は、承久役後は後鳥羽上皇の御事に坐して、院號以下の御辭退があり、岡崎の家に屏居されたのであつた。所が盜賊が其の御佗住居に闖入するてふ淺猿しい事もあつたので、其の難を避けて四辻殿に蟄居し給ふ所であつた(註三)から、かうした詞書が生れたのであらう。

然るに順德天皇の皇子善統親王は四辻宮と言はれる。恐らく四辻殿に御坐したからであらうが、その如く四辻殿に御居住遊ばす由來は、御母の緣故であらう。即ち、左に系圖を示す通り、修明門院とは御重縁の間柄であらせられる。



善統親王の皇子尊雅王を経て善成の時に四辻の姓を賜ひ、源氏物語の研究者として其名を文學史上に残す(註四)。修明門院領は此の御系統に傳はる。

三

扱、七條院殖子は坊門信隆の女であつて、高倉天皇の妃となり、後鳥羽天皇及後高倉院太上天皇の御母であらせられる。其御兄に有名な坊門信清があり、信清の妹信子は卿二品の奔走によつて鎌倉三代將軍實朝の夫人として關東に入興した。後鳥羽天皇に頗る深き關係を有する水無瀬家の流祖親信は信隆の弟に當る。かうした複雑な關係は承久役後に於いても七條院領は七條院の御手に保有されたまゝであつたと見るべきであらう(註五)。

安貞二年八月七日七條院の御惱が世間に傳へられた。女院は既に御年七十一の高齡にましましたので、最早最後も近いと思召したと見えて八月五日御所領三十八箇所を悉く修明門院に御讓與になつた(註七)。それには卿二品の口入に依る所あるが如く、明月記は傳ふれども、果して然るや(註八)。

四

修明門院はその御領をすべて四辻宮善統親王に御讓渡になつた。其の時代は不明であるが、普通の例を以てすれば崩去の少しく前と見るべきであり、門院の崩去は文永元年八月二十九日の事であつたからその少しく以前の事かと思はれる。そして四辻宮が選ばれ給うたのは、門院の御孫に當らせ給ふ

ので御猶子とされて居つたのではないかを想定するけれども、それ以上に何の證左も見出せない。所が四辻宮は弘安三年七月二十七日を以て御領三十八莊の内二十一莊を擇定して後宇多天皇に奉獻し、残り十七莊を御手許に留め給うた。その何故の御處分たるや、理由を明かにせず、たゞ僅かに兩統の對立と皇室御領の把持の必要から此の處分となつて現はれたのではないかと思ふだけである。

次いで正應二年正月十三日四辻宮は残りの十七ヶ庄を又も後宇多上皇に進納し、後宇多上皇を其の本所と仰ぐ事となつた、が其の理由とする所、また不明といふ外なく、強いて言へば兩統對立に絡む領家等の公卿が、其の所領の安堵を企てゝの計畫が、かゝる形式を採りて後宇多院領となりしものと思はるゝのみ。

然るに此の十七ヶ庄は正和三年七月三日の東宮令旨(尊治親王)によれば、四辻宮へ管領を安堵して居られる事を知るのであつて、再び四辻宮の御手に歸したとでも解する外はあるまい。

其後の事は史料に缺くを以て不明。

五

要するに修明門院領に就いても知られる事は、七條院及び修明門院が御管領の期間は極めて安泰に其の御所有權を保有し給ふけれども、上皇に進納されたり、親王が管領されたりする場合には、兎角危期に瀕し勝ちであり、鎌倉末期の兩統對立の時代は、其の御領地の管領權に關しても不安定の情勢

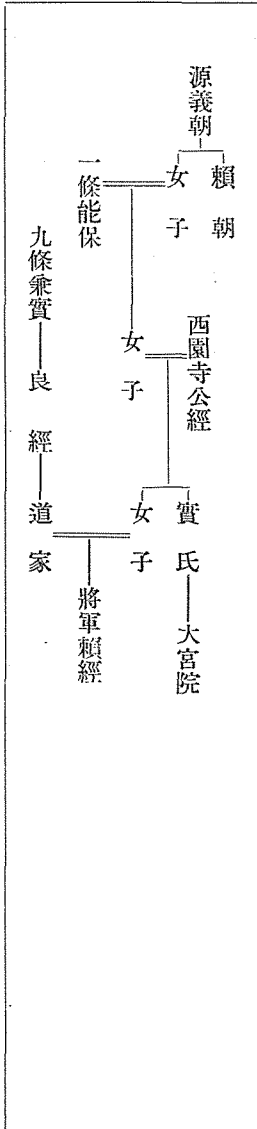
を惹起する事となり、終に吉野朝期に入れば、何れの時にか、何れの方向へか、消散してしまふ、といふ事である。

吉野朝時代は、莊園史上の一時期である。社會經濟機構の大變革の時代である。土地問題は全く從來とは意義を異にして、重要な題目となつた。

(註一) 『承久三年四月日記』承久三年六月十九日の條。一院遷御四辻殿一條萬里小路とあり。自然、その所在も推定し得よう。

(註二) 西園寺公經の長男實氏。大宮院の父。

公經の妻、即實氏の母は源頼朝の縁者たる一條能保の女。この關係のために公經は承久役に際しても幕府に好意を示した。然るに其子の實氏は父とは異つた去就の人であつたと見えて、さきの後鳥羽院の鳥羽殿に移御の時、供奉した公卿三人の中の一人。實氏ならぬ他の二人、即ち信成にしても能茂にしても後鳥羽院とは並々ならぬ御親近さを有した人であるから、實氏のみが、此の二人とは異なる立場から供奉したとは、考へ難い。



かくして常磐井入道の四辻殿の荒れ果てたのを悲しむ心持は、他の公卿にも増して甚しい事のある理由も、實氏が『續千載集』に悲しい歌を残した由來も判るのではないか。

家領の傳領に就いて(下)

(註三) 『大日本史』卷八十二所引、平戸記。

(註四) 河海抄二十卷は其の著す所なり。

(註五) 七條院領がどうして成立したものであるかは、解決が附かぬ。たゞ、後鳥羽院の長い院政時代に、院を本所と仰がんとした所領が主體をなすものかと思ふ。

又七條院領は他の後鳥羽院の御管領に歸した御領と共に幕府に沒收せられ、幕府より改めて七條院に御返納申したかに故八代國治氏は解されたけれども(註六)其の據られたる史料は、遙かに後年の曆應二年十月東寺僧綱大法師等愁狀にすぎぬ。かうした史料の記す所を悉くそのまゝに信憑すべきであるか。私は多大の疑念を有す。

(註六) 『國史綜説』大正十所收「七條院御領考」。

(註七) 東寺百合文書所收、安貞二年八月五日七條院御處分帳案。

(註八) 『明月記』寛喜元年七月廿七日の條に「巷説卿二品病非輕云々(中略)有處分之沙汰、大略奉讓修明門院往年以西御方爲子去年七條院事、爲此二品今年事皆以被改欺是又遠所發起是又遠所悉奉修明門院仰而已。去年七條院の御事あつた時に修明門院に傳はつたのは卿二品の努力のための如くに記す。但し西御方とは七條院の弟坊門信清の女にして後鳥羽院に候し、冷泉宮頼仁親王を生みし女。

それを子と爲せるは卿二品にして自然冷泉宮を自分の孫の如くに見た、といふ事は『愚管抄』に「信清のおとこのむすめに、西の方とて院に候をば、卿二位、子にしたるが腹に、院の宮生み參らせたるを、すぐる御前と名付て、卿二位が養ひまゐらせたる……」と見ゆるによりて明かなるが、それを明月記は修明門院と卿二品とを混同して記せり。

第六、近衛家領と九條家領

『近衛家所領目録』の一通として建長五年十月二十一日の注進がある。其の原本は何れに在るやを知らないけれども(註九)岡屋關白兼經を大殿と記して居る事、兼經は建長四年十月三日に攝政を鷹司兼平

に譲り、やがて賜ひたる兵杖をさへ拜辭したのである事を併せ考へると、近衛家から將に鷹司家が分立する時に際して、其の所領を明確にして置く必要があつたからであらう。又この注進に記されて居る所領の所有者は、鷹司院、大閤(兼經)龍前の外は知足院尼上(右大臣源顯房の女にして知足院關白忠實に嫁し、忠通や高陽院泰子を生む)北小路前大納言兼基(基通の子)長谷前大僧正圓忠(基通の子、家實の弟)、淨土寺前大僧正圓基(圓忠の弟)圓滿院前大僧正圓淨(同)、前大僧正靜忠(同)一乘院前大僧正實信(同)武藏(道經の女房、藤原以頼の女左中將基輔の母)鷹司院御匣(道經の女。即基通の孫)入道二品前大納言基良(基通の弟にして粟田口を名乗つた忠良の子)、北小路中將(基通の子にして知足院右府と言はれた道經の子)等の名が見える事を思ふと普賢寺關白基通の時に一應の處分をしたものであるらしい(註二)。それに對して承久役後、例へば嘉祿、文曆、天福、嘉禎、寛元、寶治等の各年代に亙つて寄進・處分したる事を注記して注進したのが、この注進帳である。

二

今こゝに述べた様な性質を有する注進帳によりて、更に近衛家領を考へると、其の成立は延久二年十月六日の進官目録に明記してある由なれども、その進官目録を缺く今日に於ては、それを明かにし得ぬは已むを得ぬ事であらうか。

後三條天皇は延久元年二月二十三日宣旨を下して寛徳二年以後新置の莊園並に其の以前のものと雖

も券契不明にして國務を妨ぐるものは悉く停止すべきを命ぜられた。新立莊園の停止は、當時に於ける政務の常事であり政令の恒例であつたが、今度の場合は少しく趣を異にし、其の閏十月十一日には太政官廳の朝所に記録莊園券契所を新に置かれて、いよゝゝ莊園券契の御調査を嚴密に御實行になつた。されば今言ふ所の延久二年十月六日の進官目錄といふのは、その記録所から催されて進官提出した目錄の事であらう。そして其の所領注進の事に就いて前相國頼通が後三條天皇の御所に參り、御無理を申上げたので、天皇は、一の所の所領は記録所の調査から除く、と仰せられねばならぬ事に立至つた事は、『愚管抄』の記した消息であつて、有名な語り草である。

三

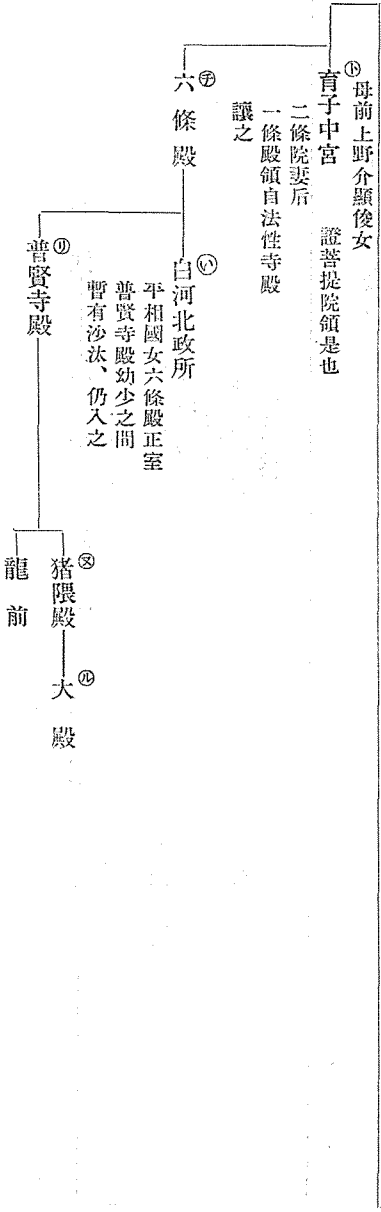
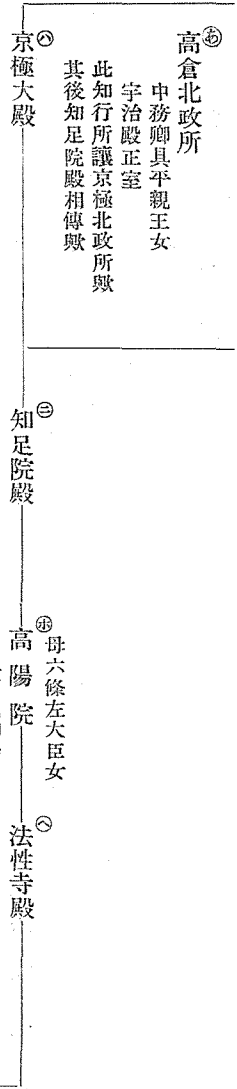
近衛家の家領傳領に就いては詳しい事情とか年月とかは判らない。たゞ其の所領を領有された系統が明かになるだけである。それは幸にも建長五年十月二十一日の注進の後端に、其の系圖が記されて居るためであるから、次にそのまゝに提出し、後に於てその傳領の有様を一見し得るように説明を加へる事としよう。

④ 宇治殿

⑤ 母從二位藤原祇子
四條宮

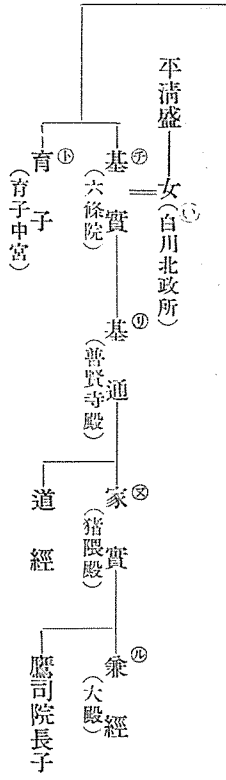
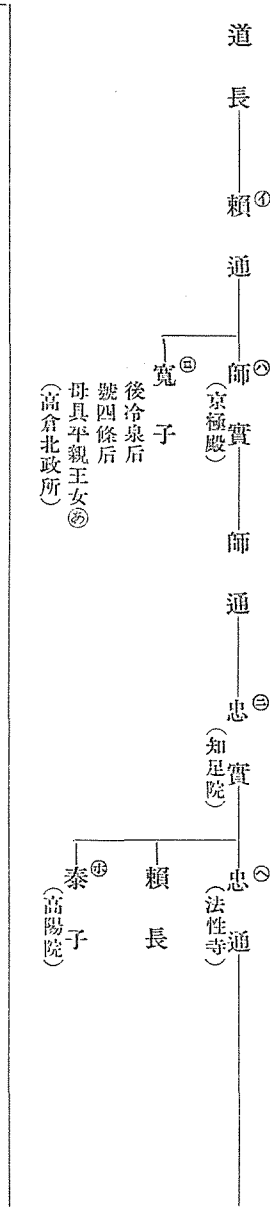
後冷泉院妻后

知足院養母



此の所領傳領の系圖を考慮しつゝ近衛家系圖を作り上げて見ると次の如きものが生れる。片假名の④
 家領の傳領に就いて(下)

㊦㊧以下は此の二圖を對照する時に、同一人である事を見易からしめんためと、次の略說に便せんためである。



右の内、所領系圖に見ゆる龍前といふのは、どうしても誰であるかを決定しかねる。或は道經、でなければ其の系列の人かと思ふが。識者の御教示を俟つ。

四

右の系圖にて示したものは主として宇治殿御領と言はれるもの、傳領系統であるが、その他に左の

三つのものは傍系をなして傳へられた。

(一) 冷泉宮領

小一條の王女にして三條天皇の猶子とられた僖子内親王は藤原信家(註三)に嫁し、其間に生れた女子は京極大殿即ち師實の室となり、師通を生んだ。されば三條院から傳領された御領は小一條院を経てこの冷泉宮に傳はり、宮からは師實の室に傳へられ、そしてそれは其の生んだ師通には傳へられずして、却つて師實の今一人の室であつた京極北政所(註四)と稱した土御門右大臣源師房の女に歸し、此の北政所から師通の子知足院忠實に渡された。即ち冷泉院宮領と稱するものは、皇室御領の一部分であつたが、師通を経ずして知足院に傳はつたもので、近衛家領の傍系となつたものである。而して師通には、さきに記した宇治殿領の傳領の際にも何の傳領もなくして師實より直ちに忠實に傳へられ、今、冷泉宮の所領も亦師通に傳はるべきかに見えながら、却つて麗子政所に傳へられ、その生んだ子師通に傳へられずして、忠實に傳へられたのは、惟ふに師通は實は麗子の子なれども表面は信家の女の生めるが如くせられた關係があつて、信家の女の所領はこの藤家ならぬ源家を母とする師通には傳へられず、寧ろ其母が一時管領して、藤氏の女を母とする忠實に直ちに傳へられしものと解すべきか(註五)。されば忠實こそは宇治殿領の外に此の冷泉宮領をも併せて所有する事となり、富家殿の名に相應しき大なる領主となつたのであらう。師通の案外に早く出家したりし理由も、かく推考する事によ

りて解けると思ふ。

(二) 一條北政所領

此の所領は一條北政所から知足院忠實に傳へられ、それから法性寺忠通を経て其の女育子中宮に渡り、建長五年には菩提院入道西園寺公衡の女及び高野相國入道士御門顯定の女子二人の三人が分領して居つたものである。そこでこの一條北政所といふのがどうも明瞭にならないけれども、忠實の母、即ち師通の妻である俊家の女の事かと思ふ。俊家は道長の孫であり、其父頼宗が宇治殿の弟であるから、その所領かと思ふが、如何あらんや。

(三) 堀河中宮領

後三條天皇の皇女篤子内親王は堀河天皇の中宮であつて堀河中宮と言はれるが、其御母は道長の孫・能信の女であるから、中宮の御領といふものは、恐らく能信所領の一部であつたらうと思ふ。それが中宮の御手に入り、中宮崩去の後、當時の藤氏の氏長者であつた忠通の手に入り、それから他の所領と同じ系統を以て普賢寺殿以下に傳へ行かれたと思はれる。

五

以上の三傍系領を宇治殿の所領に併した近衛家領を、こゝで一應振り返つて検討してみると、一つの特徴がある。それを言ふまでに、一度、その宇治殿領以下の傳領を見て行かう。

宇治殿頼通から京極師實に傳はるとき、その一部は四條后寛子に傳へられたけれども、寛子の亡き後は知足院忠實に歸して、京極殿の所領と共に知足院忠實に入つた(註六)。忠實は此の外に高倉北政所の所領や、冷泉宮領・一條北政所の領地等を併せ有して富家殿の稱を得る程の裕福者となつた。

知足院の次には、其子法性寺忠通に傳はる前に、忠通の妹にして鳥羽上皇に入り皇后宮となりし高陽院泰子の手に入つた。蓋し高陽院が四條宮の跡を承けたからでもあらうが、此時にも一旦、或る女性性の御手に入つたものである事、それから後に至つて初めて高陽院の御兄たる法性寺關白忠通の手に傳承された事は注意されて可然き事であらう。

法性寺忠通の次に三度び二條院中宮育子が現はれて來る。育子は忠通の女で承安三年二十七歳を以て崩じたから基實よりは五年の年少者であり、基實死後七年存生した人であつた。忠通の所領は此の育子中宮にも傳はり、中宮は其の外に一條北政所の所領をも承けた。しかし忠通の領地の大部分は其の後繼者基實に傳へられ、基實は二十四歳の弱年を以て薨じたから、遺領は一時其妻なる白河北政所(清盛の女)が管領し、後に普賢寺殿基通に傳はる。近衛の家は基實を始祖とするものなるが、基實天折せるを以て、事實上基通を祖とする。その後の傳領については別に言ふの要なし。

六

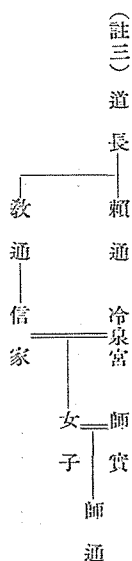
近衛家領に就いて吾人の注意すべき事は頼通の次に四條宮寛子に傳へられ、寛子から師實に傳はつ

た。それと同じ事が忠實の次に高陽院に傳はつてその後には忠通に受け繼がれ、更に育子中宮に行つてから基實に渡る事であつて、此の三つの場合を通じて考へるならば、攝關家の子女が入内し后妃の位置を附與さるゝ場合には、家の所領をこれに與へ、后妃としての體面を充分に保たしめるが、しかし其の所領は、后妃一期の後は總領たる氏長者の手に戻る、といふ組織になつて居る事である。

此の方法によりて入内した子女の體面も充分に保ち得ると共に、近衛家其のものゝ所領も結局は失ふ事なくして濟んだのであつて、實に巧妙三嘆すべき方式が発見された事と思ふ。

(註一) 恐らく近衛家文書の中にあるのであらう。家藏本は故三浦博士の御手控を拜借して書寫したものである。

(註二) 處分をした時期は建仁二年十二月攝政を罷めて以後、承元二年十月出家以前と推考する。



(註四) 信家 女子 師實 師通

○師通は註三に示した様に信家の女の子とも傳へられる。

(註五) 尊卑分脈に母右大臣師房女、從一位麗子とせる傍に「イ本母大納言信家卿女云々」とあるも、其の間の消息を漏せるものならん。

(註六) 四條后寛子に皇子皇女がなかつたからかも知れない。もし有れば其の方へ渡つたとも考へられる。

九條家の所領は、勿論、九條なる家が分立した月輪關白九條兼實以後のものである事は當然であるが、その當然から導き出される事は、従つて其の傳領が、近衛家のそれが平安末期の色調を有するに對比して、これには鎌倉期の特徴が見られるのではなからうかといふ期待である。その期待が果して正しいか正しくないかは、東福寺所藏文書の中に建長二年十一月日の道家の總處分帳案があるので、それによりて確めて見るより仕方はあるまい。

此の處分帳は寺院處分と家地文書莊園の處分との二部分より成り、二部分は決して別個の二個ではなく相互に相關する所極めて多きもの存すれども、今は本篇の標題に合致さす必要上、主として第二部の家地・文書・莊園處分の方に限らうと思ふ。而してそれによれば道家の所領は

(一) 宣仁門院 河内國石川莊以下三ヶ莊

宣仁門院と申上げるのは道家の孫・教實の女で四條天皇の中宮となつた姪子の事で、式乾門院（四條天皇准母）の御領と四條天皇崩御の後、御菩提を奉吊せんがために定置した甲斐國經田莊とである（註七）。

(二) 近衛北政所 讃岐國詫間莊、美濃國大井新莊

道家の女にして近衛兼經に嫁し深心院關白基平の母となりし仁子の事ならんか。一期の後は道家の

妹の菩提陀禪尼が猶子として之を受け繼ぐべきである。

(三) 九條禪尼 山城國會束莊以下十莊

道家の妻、即ち公經の女に讓與す。此内伊勢和田莊以下六莊は宜秋門院(註八)より道家に、一期の後は門院の猶子たる宣仁門院に讓進すべしといふ條件で傳へられたものであるから、他日宣仁門院に傳へらるべく、その以後に於いては右大臣忠家の子孫に傳へるやうにしたい、といふ條件が附いてある。此時宣仁門院は御在世中であり、御年二十四であらせられるが、忠家は年二十二で、それらの年齢を考慮して、かゝる條件を附したものであらうか。

(四) 尙侍殿 河内國點野莊以下十九莊、そのうち女院方と號するもの六莊、新御領といふもの八莊、

別當三位に讓進するもの四莊。

道家の女子にして四條天皇の尙侍であつた女。此の中には關東より傳領したる土地も含まれて居らしい。それから尙侍一期の後は前攝政一條實經の子孫の内に傳へらるべきで、凡庶人には之を傳ふべきでないし、且つ之を傳へた仁は大位に登るべきを必要とする、といふ條件がある。九條家は道家の後が九條・二條・一條の三流に分れるけれども、其三流の中に於いて特に一條家を「當門三流内、以一條殿流、爲嫡家」(註九)と言はれるのは、此の道家の處分狀にも見ゆる心持であつて、實經は、教實・良實・實經三兄弟の中の傑出した人物であつたと見える。

これよりさき鎌倉將軍頼經に異圖あるやの噂が立つて頼經は終に上洛其職を子の頼嗣に譲つたが、三浦泰村の亂も起つて、北條氏と九條道家との間は昔日の如き緊密さを有しない。終に幕府の奏請によりて一條實經の攝政は罷められて近衛兼經代つて攝政になつた事もあつて、近衛、九條兩家の對立はますます著しくなつたのみならず、九條家三流間も内訌を發酵して、此の道家處分帳に對する二條良實の讒言となり、道家は建長四年二月二十一日東山光明峰寺で暴死したと傳へられる(註一〇)ものあり、何等か鬱積したものがあつたかに思はれる。

(五) 前攝政 山城國久世莊以下四十一莊

前攝政即ち一條實經に傳へられた此の四十一莊が九條家領の根本をなすものである。それが實經に傳へられ一條家を以て嫡流とした事は、前述した所であつた。而して此の所領に關する條件は、「子孫の中、大位を経ずして凡庶人に混する者あらば、之を傳領する能はずして時の家長に附すべし。但し前關白の子孫は縦ひ其仁ありと雖も、此の家領を傳ふべき仁の中に加へてはならぬ」といふ條件で、此の家領の相傳は攝政又は關白と併列併存すべきを要求して居る。但し前關白二條良實の子孫中に、縦ひ其の資格を有する者あるとも、その一流には傳へるべきでない、といふ嚴しい條件附きである。『尊卑分脈』が良實の肩に「父公義絶云々」と附記せるものと合致する所があり、後に良實が父の墳塋に詣で、罪を謝したけれども、なほ死せる父から面を打たれた(註一一)といふ所傳さへもある位で、

恐らく良實が何をか企んで幕府に密告した所があつたので、かゝる處分帳の言辭となつたのではあるまいか。

(六) 右大臣忠家 山城國東九條以下三十四莊

九條教實の子で、さきに九條禪尼の所領を宣仁門院の次期に傳領する事になつて居るから、兩筆を合すれば四十四莊となり、一條實經の四十一莊と相似た數になり得る。家地として九條富小路亭を得て居るので、やはり教實が九條家の本流であらう。

これにも「子孫中不經大位、混凡庶人之叱者、不可相傳可附家長者、但於前關白子孫者、縱雖有其仁、莫交此家領」といふ條件が附帶して居る。

(七) 姫宮 尾張國大懸庄、越後國白河庄

姫宮といふのは四條天皇の皇妹であり、道家の女を母とせられる室町院疇子か、神仙門院體子かの何れかであらうが、室町院は寛元元年院號あつて四年八月には尼となつて居られるから、寧ろ建長八年二月に内親王に御治定になつた神仙門院の方に比當すべきではないかと思ふ。

家領が元來少分の上に彼是に相分けたので、極めて僅かの兩莊に過ぎないけれども、たゞ志の至だけである。御一期の後は、九條家の家長の人の子孫の中で、然るべき人を相計らひて御讓與ありたい、といふのが附帶した希望である。

道家の此の處分帳は、最後に到つて約四十行に近い道家の「心持」が記されて居る。その言ふ所に從へば、前年自分が重病を受けた時楚忽の間に處分帳を認めて、充分の推敲をせずして數年を送つたが前關白（良實の事）に不慮の事あつて、自分の意志に違背するかに見え、向後の進退推して量るべきものあり、前關白の態度は家門の巨害であり子孫の障礙とならうから、先度の處分を改めて茲に新に此の處分帳を作つた、今後は此狀を守りて違犯すべからず、彼の狀は火中に投じ破却し畢つた、と言つて居る。

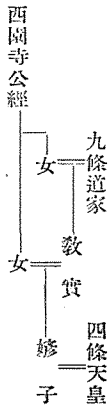
前年の處分帳には二條良實にも所領を分與したものらしいけれども、此の處分帳では、全く二條家を除外したといふよりも寧ろ排斥したもので、或は、二條家を排除しようとして此の建長二年の處分帳は作爲されたと言つても良い位である。

乍併、此の處分帳のやり方に就いては、さすがに道家も心奪めたものがあつたと見えて、清慎公藤原實賴の家領をばその子三條關白賴忠が傳へずして孫の右大臣實資が之を得た先例もあるし、法興院入道兼家の遺領を中關白道隆・栗田關白道兼共に得ずして御堂關白道長が得た嘉例もある。更に法性寺關白忠通の所領を六條攝政基實が一向傳領し、菩提院入道は之を少しも傳へず、基實からその妹皇嘉門院聖子に傳へられ、それから良經公に傳へられたといふ五合で、必ずしも所領は其の長子にのみ

傳へられたのではない、さればかうした先例を思ひ、更に自分の諸子を惟へば洞院攝政教實は家嫡であるし右大臣一條忠家は嫡孫である上に前攝政實經の特に寵愛する器量の仁であるから之に分與するのであつて、前關白良實に到つては不義の者である以上、處分の限りでない。又宣仁門院・九條禪尼・尙侍等に與へた土地の一期の後の事に就いては、夫々の所に記した通りである。そこで九條教實・一條忠家の子孫にして前途を遂げ家長者と成る者に於いては相傳領掌を當然の事とするが、萬一、大位に登らず俗塵に混ざる者あらば、早く家長に返附し、家長をして惣領せしむべきである。若し此の掟に背くものあらば、永く不孝と謂ふべく、我れ若し九品の淨利に生れば、天眼を以て照見、冥罰を加ふべく、若し三有の故郷に經廻すれば、肉眼を以て照見、治罰を與ふべし、と言つて居るものである(註一二)。

されば九條家の家領の傳領は、近衛家の后妃の身分體面といふ事とは大に趣を異にして、攝政又は關白の地位といふものと相聯するものであつて、頗る切實なる緊迫感を與へる所に特色がある。

(註七) 宣仁門院の御系圖



(註八) 兼實の女、後鳥羽院中宮任子。

(註九) 『尊卑分脈』一條實經の條。

(註一〇) 『吾妻鏡』建長四年二月廿七日。京都飛脚參着、去廿一日戌剋、法性寺禪定殿下薨之由申之、仍奥州相州以下人々群參云々、彼薨御事云々、有說等武家可有籌策之期也云々。

(註一一) 『續本朝通鑑』卷九十九。

(註一二) 道家總處分帳には、更に其の家領の中に關東より傳領したるものある事を指摘し、從つて其の子孫に附屬する時には、關東の證判を請ふべきであるとなし注意を與へて居る。そしてそれは頼朝卿の没官領で二十ヶ莊に及ぶが、それを頼朝卿から其の妻の妹に當る一條能保の妻に與へ、それが其子の一條高能、道家の妻、花山院右大臣忠經の妻、西園寺公經の妻等に分領された。さればこれらの土地は二位尼義時朝臣泰時朝臣の好意によるものであるから、決して牽籠があつてはならない。だから西園寺家では、公經は關東傳領の莊々を處分するに關東の諒解を得てやられた、これは我家領の處分に際しても準據すべき方法だと思ふ。と註して居る。

どうも二條良實の不慮といふのは、北條氏の機嫌を痛く傷けた事件があつたらしい。

第七、青蓮院領

九條兼實の弟大僧正慈圓は夙に鳥羽天皇七宮覺快法親王に入室し桂林院僧正全玄に灌頂を受けた。

覺快法親王は第五十六代の天台座主であり、全玄は第五十九代の座主であつた。されば法性寺忠通の子であり九條兼實の弟である彼が座主に任せられるであらう事は豫想するに難くはない。所が慈圓は四度も座主の貌位に登つた。即ち

第六十二代 建久三年十一月二十九日——七年十一月二十五日。治山四年。

家領の傳領に就いて(下)

第二十三卷 第四號 七二一

第六十五代 建仁元年二月十八日——同二年七月。治山二年。

第六十九代 建曆二年正月十六日——同三年正月十一日。治山一年。

第七十一代 建曆三年十一月十九日——建保二年六月十日。治山一年。

慈圓が建曆二年正月に還補された時には、既に三ヶ度還補の初例であつたから、翌年四ヶ度還補された事は勿論初例であるのみならず、稀有の例であらう。それ程に慈圓は傑出した緇徒であつたのであるけれども、其の世代の間に挾まれて居る座主には後白河法皇の皇子、松殿關白の息承圓等があるで、後白河法皇と九條兼實との御仲から考量すれば、共に天台座主位を占有する事の政治的效果を狙はれたものである事が推察し得る。

慈圓僧正は早くより粟田青蓮院を自坊としたので承元四年十月青蓮院の寺領處分狀を認めた事があつた。思ふに其の十一月二十五日土御門天皇御讓位・順德天皇踐祚の日であり、この御讓位には「あかで位をすべり給ひし」(註)ものであるから、そこに何となしに緊迫したものがあつたに相違ない。そしてそれは慈圓が第二回目の座主を辭し、松殿關白基房の息が治山の時期であつた。然るに慈圓は思ひがけなくも三度治山したが、それも僅か一ヶ年にすぎなく建曆三年正月には下山した。そこで同年二月に青蓮院門跡相傳の房領等を處分し、更に四月に寺領よりの収入の支配注文を再記する所があつた。

それを『慈鎮和尚建曆目録』と外題し、慈道法親王(註二)が手自ら書寫し且つ裏繼目に花押を自署されたものが京都帝國大學國史研究室に珍藏され、尊圓親王の御銘題があつたり尊道法親王の表紙裏書があつたりして、正本に准すべきものとされた善本である。

今それによつて慈圓の處分狀を覗いて見よう。

二

建曆三年二月處分狀は無動寺(叡山の中の有力なる一寺院)、三昧院(同上)、以下同之、常壽院、法興院以下の諸寺房に附屬する所領、桂林院大僧正(慈圓が灌頂の師全玄)其他一切の所領凡そ七十莊房舍聖教等をすべて朝仁親王に附與し奉つて居る。親王は後鳥羽天皇第六皇子で早くより慈圓に入室灌頂した人で建曆三年は御年僅かに十歳。後に得度して道覺親王と申し上げ、天台座主第七十八代慈賢にも師事して其の瀉瓶弟子となり、第八十代の座主として寶治元年三月二十五日任命、治山三年にして建長二年正月十一日圓家し給ふ。

但し此年親王はまだ御幼少であらせらるゝので、御成人の間は慈圓の門弟が大小巨細世間出世間的事を沙汰すべしと言ひ、密宗事・顯宗事・世間雜事は附法弟子に相續管領せしめた。

それに續いて同年四月寺領二千七百餘石の支配注文を注記し、それをすべて朝仁親王の御管領に歸するから御成人になるまでの間は、後鳥羽院に院奏して沙汰すべく、御成人の後は親王の御意に任す

べきであると附記した。

惟ふに建曆三年正月慈圓が三度目の座主を辭任せなければならなかつたのは、後皇羽上皇の思召により、上皇は九條家一流の勢力を割がんとし給うたものではなかつたらうか。そのために上皇の皇子朝仁親王が御弱少の身を以て青蓮院領を得給うたのではなかつたか。

三

座主は三條左大臣實房の息公圓が繼いだ。在任僅かに十一ヶ月であつたが、其間に「山門褒賞三箇條」なる院宣を頂き、日吉祭禮に勅使の御發遣以下の御優遇を得た事を思へば(註三)、後鳥羽上皇と台山との關係は頗る好轉したと見える。

乍併、此の好轉は鎌倉幕府には好まれない事であるので、公圓の治山も一ケ年に滿たずして四度慈圓の登嶽となり一年の後には松殿の承圓還補され、治山七年、珍らしく長期の住山であつた。次には後鳥羽院の皇子で順德天皇の御同母弟に當らせらるゝ無品親王尊快が承久三年四月二十六日座主たるべき勅使を受けられたが、六月十四日天下大亂が起つたので七月十日之を辭し給うた。後鳥羽上皇の討幕御計畫は山の方面にも御用意があつた。

四

承久役後、幕府は後鳥羽院を中心とする京都の機構をすべて改變しようとした。従つて建曆三年の

慈圓の處分狀による朝仁親王への讓與は、勿論關東の承認する所とならなかつた。其上、親王は御籠居の御身とならせられた。

然るに慈圓は嘉祿元年春の頃より漸く五大不調を感じたので同年五月二十三日さきの建曆の處分狀に追記をして、道覺親王(即ち朝仁親王)に傳へる事叶はざる今は、青蓮院の良快權僧正(註四)一時管領し、後日道覺親王に傳はる様に關東將軍成人の上申入れてほしい、慈圓の遺告此如き由を申せば、將軍もよも相違は致すまじ、親王は自分の入室弟子であり、表裏内外何の御咎もなく、天性殊勝の御心であらせられるから、器量・本意・正道、この三條の道理を以てすれば、必ず自分の素意は達せられるであらう、と言つて居る。そして彼は其年九月二十五日七十一歳を以て入寂した。やゝあつて道覺親王は第八十代の天台座主に登つた。寶治元年の事であつたが、慈圓の遺告は關東からも承認されたからであつたらう。

(註一) 増鏡、おどろの下卷。

(註二) 龜山天皇皇子、第百五代天台座主。

(註三) 天台座主記、公圓の條。

(註四) 九條兼實の子。慈圓の甥。

第八 家領傳領の特色

以上、やゝ冗漫に流れたけれども、大體に於いて代表的な家領傳領の様式を觀た。もう一つ史料の關係から申せば勸修寺家のものが近く伯爵家の祕庫から現はれたので、それをも併せ述べるべきであるけれども、別に稿を新にする方が適當かと思はれる點があるので、茲に列舉した所を以て、一應本稿を打ち切る事にする。

二

そこで、以上の諸領を通覽する時には、幾つかの遍在した特色があるから、その重なるものを摘出して見ると。

一、或る數量に達するまでは各方面から、傳領されたり、寄進されたり、強縁にされたりして、所領が集注せられる。

二、次に或る有力な人、傑出した人、先覺者、とても言ふべき人が出現して、其の巨大なる所領の傳領についての將來を考量し、何等かの方法を立てる。

イ、不分割の方針に基いて、分領を許さない。

ロ、御一期の後、といふ様な條件で、自分から數へて三代目位までの見極めを附ける。

ハ、傳領の系統の中に婦女子を加へる。

三、殊に皇室の場合には、女性に御領が傳はるときは、大體に於て、其の女性は御一代どこにも縁附

き給はないで過し給ふ。是れは皇統といふものと政治家といふものと御領との三者の關係が餘りに強大なるために、或る意味に於いて危険性が伴ふが故に、政界と縁遠き筈の女性の御管領とされて、御保有の安全を期し給うたものと見られる。

四、藤原氏に於いては子女の入内といふ事が常に見はれるので、かゝる際には家領の大部分さへも傳へ、自家子女の後妃としてのよせ、重からしめる。その代りにその後妃御一期の上は、家の惣領に附ける事を條件とする。

五、家領傳領の際、其の所有者が次の傳領者を決定して置かない場合は、家長の手に歸す。皇室御領の場合は治天下之君に歸す。治天下之君を以て皇室の御家長たるかに考へたからである。

六、然るに承久役は家領傳領史の上に於いては大きな事件であつて、それまでの原則的なものはすべて形を代へてしまはなければならなかつた。

七、更に兩統の迭立期になると、公卿の家にも相分裂するもの多く、不可分割の方針は破却さるゝ外なかつた。だから家領と言ふ纏つた所領は漸次姿を消して行つた。

八、吉野朝期は莊園制度の終止符の一步手前であり、家領の傳領には終止符であつた。たゞ僅かに長講堂領と伏見宮家領とが室町時代の初期になほ家領らしい俵を保有して居つたにすぎない。八條院領にしても修明門院領にしても、何れも吉野朝期に入ると何等の所傳が見られないのは、家領としての

性質を消失してしまつたからである。

三

承久役後公武の位置が顛倒して武主公從となつた結果、そして承久役がたしかに巨大なる所領を背景とするものなる以上、役後の所領關係は極めて複雑錯又したものとなつたのみならず、幕府の口入は絶大なる力を有する事となつた。皇親諸臣共に幕府の鼻息を伺ふ必要を生じた。

加ふるに五攝家の分立は、攝家自身の保存維持のために必要な組織であつたかも知れないけれども、同時に同族の拮抗内訌を誘發する事となり、所詮自壞作用を爲すに役立つたにすぎない。

されば承久役後の家領傳領には上下を通じて並々ならぬ苦慮が拂はれ、時勢の歸終が判らないものだから兩股をかけ三股をかける事となつて、折角の家領が分割傳領さるゝ事となり、消散の先途を助勢する事になつた。

弘安役は家領に關する限り直接の影響はなかつた。そして吉野朝時代にすべての土地中心の制度は根底から覆没してしまつた。吉野朝時代はその意味から觀て、大きな時期であり、もつとく重大に評價されても良いと信ずる。